

浜松市狭い道路の拡幅整備に関する要綱

(趣旨)

第1条 市長は、浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例（平成14年浜松市条例第36号。以下「条例」という。）及び浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例施行規則（平成14年浜松市規則第47号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるため、この要綱を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語と同一のものとする。

(委任状等)

第3条 代理人によって提出を行うことができる書類は、規則第6条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事前協議申請書及び同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する変更届とする。

2 前項に基づき、代理人によって提出を行う場合にあっては、事前協議申請書及び変更届に当該代理人に委任することを証する書類（以下「委任状」という。（第1号様式））を添付するものとする。ただし、規則第6条第4項の変更届について、代理人によって提出を行う場合にあっては、規則第6条第2項の事前協議申請書を提出した代理人と同一のときは、委任状は省略することができる。

(軽微な変更)

第4条 規則第6条第4項に規定する軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 代理人
- (2) 建築主等及び代理人の住所及び電話番号
- (3) 後退用地等に係る道路種別等
- (4) 隅切り用地の寄附
- (5) 後退用地等に係る工作物等の現況配置図
- (6) 後退用地等に係る抵当権、賃借権等の有無
- (7) 後退用地等に存する工作物等の有無
- (8) 建築行為の有無
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が軽微と認める事項

(事前協議申請書の取扱い)

第5条 市長は、規則第6条第2項に規定する事前協議申請書が提出された後、条例第7条の協議を行うことを要しなくなった場合には、当該協議を中止するものとする。

2 市長は、前項に基づき協議を中止した場合においては、狭い道路の拡幅整備事前協議中止通知書（第2号様式）を当該事前協議申請書の申請者に交付するものとする。

(後退用地等寄附合意書)

第6条 規則第8条第1項に規定する寄附合意書は、後退用地等寄附合意書（第3号様式）

とする。

- 2 前項の寄附合意書は、関係者が記名押印の上3部作成し、それぞれ所有するものとする。

(事前協議済通知書)

第7条 規則第8条第2項に規定する事前協議済通知書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 後退用地等を市に寄附しないものとして事前協議が終了したとき 狭い道路の拡幅整備事前協議済通知書(第4号様式(その1))
- (2) 後退用地等を市に寄附するものとして事前協議が整わなかったとき 狭い道路の拡幅整備事前協議済通知書(第4号様式(その2))

- 2 前項第2号の後退用地等を市に寄附するものとして事前協議が整わなかったときは、次に掲げるときとする。

- (1) 事前協議申請書が提出された日から3年を経過しても協議が終了しないとき。
- (2) 後退用地等の位置が確定できる見込みがないと市長が認めるとき。
- (3) 市長が後退用地の寄附を受入ることについて、困難であると認めるとき。

(軽微な変更)

第8条 規則第9条第1項に規定する軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 建築主及び後退用地等の所有者の住所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が軽微と認める事項

(寄附合意書変更承諾書)

第9条 規則第9条第3項に規定する後退用地等寄附合意書変更承諾書は、後退用地等寄附合意書変更承諾通知書(第5号様式)とする。

(解除通知)

第10条 市長は、規則第9条第4項又は規則第11条第4項に基づき寄附合意書を解除したときは、後退用地等寄附合意書の解除通知書(第6号様式)により建築主等に通知するものとする。

(期間の延長)

第11条 規則第11条第1項に規定するやむを得ない理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 相続で土地所有者が確定しないとき。
- (2) 抵当権、賃借権その他の当該後退用地に係る権利の消滅に相当の期間が必要と認めるとき。
- (3) 当該後退用地等に存する工作物等を撤去に相当の期間が必要と認めるとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

(寄附受入書)

第12条 規則第12条に規定する寄附受入書は、浜松市公有財産管理規則第18条第2項に規定する寄附受入書(第4号様式)とする。

- 2 寄附申出書が提出された日から寄附受入書の交付までに要する期間は、概ね10日間を目途とする。

(細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

委任状

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

（代理人）住所
氏名

①

記

- 1 狭い道路の拡幅整備事前協議申請書の提出に関する件
- 2 狭い道路の拡幅整備事前協議申請書変更届の提出に関する件

年 月 日

（委任者）住所
氏名

①

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長



狭い道路の拡幅整備事前協議中止通知書

浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例第7条に基づく協議については、次のとおり協議を行うことを要しなくなったため協議を中止しましたので、浜松市狭い道路の拡幅整備に関する要綱第5条第2項の規定に基づき通知します。

記

事前協議書受付日	年 月 日（受付番号： ）
後退用地等の所在地	浜松市 区 町 番 丁目
後退用地等に係る道路種別等	1 認定道路（市道 号線） 2 その他（ ）
協議中止の理由	
特記事項	

第3号様式（第6条関係）

後退用地等寄附合意書

浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例第7条の規定に基づき、後退用地を寄附する場合の協議が終了しましたので、同条例施行規則第8条第1項の規定に基づき後退用地等寄附合意書を締結します。

事前協議書受付日	年 月 日（受付番号： ）
後退用地等の所在地	浜松市 区 町 番 丁目
後退用地等に係る道路種別等	1 認定道路（市道 号線） 2 その他（ ）
合意事項	土地所有者は、次のとおり浜松市に寄附する。 後退用地等（ ）m ² （うち、隅切り用地（ ）m ² ） （別紙測量図のとおり）
特記事項	

年 月 日

所在地
浜松市 代表者氏名 ⑩

住所
建築主 氏名 ⑩

住所
土地所有者 氏名 ⑩

第4号様式（第7条関係）
その1（寄附しない旨の事前協議が整った場合）

第 号
年 月 日

様

浜松市長



狭い道路の拡幅整備事前協議済通知書

浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例第7条の規定に基づき、後退用地を寄附しない場合の協議が終了しましたので、同条例施行規則第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

事前協議書受付日	年 月 日（受付番号： ）
後退用地の所在地	浜松市 区 町 番 丁目
後退用地に係る道路種別等	1 認定道路（市道 号線） 2 その他（ ）
協議結果	後退用地の利用の方法、形態等は、別紙計画配置図のとおり
特記事項	

第4号様式（第7条関係）
その2（協議が整わなかった場合）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

狭い道路の拡幅整備事前協議済通知書

浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例第7条に基づく協議については、次のとおり協議が整いませんでしたので、同条例施行規則第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

事前協議書受付日	年 月 日（受付番号： ）
後退用地等の所在地	浜松市 区 町 番 丁目
後退用地等に係る道路種別等	1 認定道路（市道 号線） 2 その他（ ）
協議が整わなかった理由	
特記事項	

第5号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長



後退用地等寄附合意書変更承諾通知書

浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例施行規則第9条第3項の規定に基づき、次のとおり後退用地等寄附合意書の変更内容を承諾しましたので、通知します。

記

後退用地等 寄附合意書	締結年月日	年 月 日
	後退用地等 の所在地	浜松市 区 町 番 丁目
変更内容	変更前	
	変更後	
承諾の理由		

第6号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長



後退用地等寄附合意書の解除通知書

浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例施行規則第9条第4項又は第11条第4項の規定に基づき、次のとおり後退用地等寄附合意書を解除しましたので、通知します。

記

解除する 後退用地等 寄附合意書	締結年月日	年 月 日
	後退用地等 の所在地	浜松市 区 町 番 丁目
解除した日	年 月 日	
解除の理由		
特記事項		